

議案第73号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地域防災力の中核である勝山市消防団活動の充実強化を目的として、消防団員の処遇改善を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表第 1(第 13 条関係) 報酬				別表第 1(第 13 条関係) 報酬			
		基本団員	機能別団員			基本団員	機能別団員
職名	支給単位	支給金額(円)		職名	支給単位	支給金額(円)	
団長	年額	<u>80,000</u>		団長	年額	<u>83,000</u>	
副団長	〃	<u>64,000</u>		副団長	〃	<u>67,000</u>	
分団長	〃	<u>48,000</u>		分団長	〃	<u>51,000</u>	
副分団長	〃	<u>37,000</u>		副分団長	〃	<u>40,000</u>	
部長	〃	<u>23,000</u>		部長	〃	<u>26,000</u>	
班長	〃	<u>20,000</u>		班長	〃	<u>23,000</u>	
団員	〃	<u>16,000</u>		団員	〃	<u>20,000</u>	
技術勤務	〃	ポンプ自動車 1 台につき 正機関員 <u>3,500</u> 副機関員 <u>3,000</u> 小型動力ポンプ 1 台につき <u>2,000</u>	<u>4,000</u>	技術勤務	〃	ポンプ自動車 1 台につき 正機関員 <u>4,000</u> 副機関員 <u>3,500</u> 小型動力ポンプ 1 台につき <u>2,500</u>	<u>5,000</u>

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。